

○経済産業省告示第百二十八号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百五十五条第一項の規定に基づき、エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年五月三十一日

経済産業大臣 萩生田 光一

エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十一年経済産業省告示第二百十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等</p> <p>1 <u>判断の基準等</u></p> <p><u>1-1 判断の基準</u></p> <p>[削る]</p>	<p>エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等</p> <p>1 <u>判断の基準</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第2号に掲げるエアコンディショナー（以下「エアコンディショナー」という。）の製造又は輸入を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成18年10月1日に始まり平成19年9月30日に終わる年度（ただし、直吹き形で壁掛け形のもの（1の室外機に2以上の室内機を接続するものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。以下同じ。）のうち冷房能力が4.0キロワット以下のものにあつては、平成15年10月1日に始まり平成16年9月30日に終わる年度））以降の各年度（家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）別表第3号（一）のエアコンディショナー（以下「家庭用エアコンディショナー」という。）にあ</u></p>

つては、平成23年10月1日に始まり平成24年3月31日に終わるまでの期間を年度とみなした場合における当該年度（ただし、直吹き形で壁掛け形のものにあつては平成21年10月1日に始まり平成22年3月31日に終わるまでの期間を年度とみなした場合における当該年度）とし、業務の用に供するために製造されたエアコンディショナー（以下「業務用エアコンディショナー」という。）にあつては平成26年10月1日に始まり平成27年3月31日に終わるまでの期間を年度とみなした場合における当該年度までに限る。）において国内向けに出荷するエアコンディショナーの性能について、3(1)に定める冷暖房平均エネルギー消費効率を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

第1表

<u>区 分</u>			<u>基準エネルギー消費効率</u>
<u>ユニットの形態</u>	<u>冷房能力</u>	<u>区分名</u>	
<u>直吹き形で壁掛け形のもの</u>	<u>2.5キロワット以下</u>	<u>b</u>	<u>5.27</u>
	<u>2.5キロワット超3.2キロワット以下</u>	<u>c</u>	<u>4.90</u>
	<u>3.2キロワット超4.0キロワット以下</u>	<u>d</u>	<u>3.65</u>
	<u>4.0キロワット超7.1キロワット以下</u>	<u>e</u>	<u>3.17</u>
	<u>7.1キロワット超28.0キロワット以下</u>	<u>f</u>	<u>3.10</u>
<u>直吹き形でその他のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）</u>	<u>2.5キロワット以下</u>	<u>g</u>	<u>3.96</u>
	<u>2.5キロワット超3.2キロワット以下</u>	<u>h</u>	<u>3.96</u>
	<u>3.2キロワット超4.0キロワット以下</u>	<u>i</u>	<u>3.20</u>

	<u>4.0キロワット超7.1キロワット以下</u>	<u>i</u>	<u>3.12</u>
	<u>7.1キロワット超28.0キロワット以下</u>	<u>k</u>	<u>3.06</u>
<u>ダクト接続形のもの（マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）</u>	<u>4.0キロワット以下</u>	<u>l</u>	<u>3.02</u>
	<u>4.0キロワット超7.1キロワット以下</u>	<u>m</u>	<u>3.02</u>
	<u>7.1キロワット超28.0キロワット以下</u>	<u>n</u>	<u>3.02</u>
<u>マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの</u>	<u>4.0キロワット以下</u>	<u>o</u>	<u>4.12</u>
	<u>4.0キロワット超7.1キロワット以下</u>	<u>p</u>	<u>3.23</u>
	<u>7.1キロワット超28.0キロワット以下</u>	<u>q</u>	<u>3.07</u>

備考1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第2号に掲げるエアコンディショナー（以下「エアコンディショナー」という。）の製造又は輸入を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する家庭用のエアコンディショナー（以下「家庭用エアコンディショナー」という。）のうち直吹き形で壁掛け形のもの（1の室外機に2以上の室内機を接続するものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。以下同じ。）であって冷房能力が4.0キロワット以下のものにあつては、3(1)に定める通年エネルギー消費効率を第1表の左欄に掲げる区分ご

(2) 製造事業者等は、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するエアコンディショナーのうち直吹き形で壁掛け形のもの（冷房能力が4.0キロワットのもの以下であつて、家庭用のエアコンディショナーに限る。）にあつては、3(2)に定める通年エネルギー消費効率を第2表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

とに出荷台数により加重して調和平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

第1表 [略]

- (2) 製造事業者等は、目標年度（平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和10年4月1日に始まり令和11年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する家庭用エアコンディショナー（ただし、直吹き形で壁掛け形のもの（冷房能力が4.0キロワット超のものに限る。））にあつては、目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和8年4月1日に始まり令和9年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するもの）にあつては、3(1)に定める通年エネルギー消費効率を第2表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

第2表 [略]

- (3) 製造事業者等は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する業務の用に供するために製造されたエアコンディショナーにあつては、3(2)に定める通年エネルギー消費効率を第3表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下2桁を切り捨てた小数点以下1桁で表した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らないようにすること。

第3表 [略]

- (4) 製造事業者等は、目標年度（令和9年4月1日に始まり令和10年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する家庭用エアコンディショナー（ただし、直吹き形で壁掛け形

第2表 [略]

- (3) 製造事業者等は、目標年度（平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する家庭用エアコンディショナー（ただし、直吹き形で壁掛け形のもの（冷房能力が4.0キロワット超のものに限る。））にあつては目標年度（平成22年4月1日に始まり平成23年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するもの）にあつては、3(2)に定める通年エネルギー消費効率を第3表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる数値を下回らないようにすること。

第3表 [略]

- (4) 製造事業者等は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する業務の用に供するために製造されたエアコンディショナーにあつては、3(3)に定める通年エネルギー消費効率を第4表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下2桁を切り捨てた小数点以下1桁で表した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した値を下回らないようにすること。

第4表 [略]

[新設]

以外のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）又はマルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するものにあつては、目標年度（令和11年4月1日に始まり令和12年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するもの）にあつては、3(3)に定める通年エネルギー消費効率を第4表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分ごとに応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下2桁を四捨五入して小数点以下1桁で表した数値をいう。ただし、区分名「Ⅲ」であつてその基準エネルギー消費効率が6.6以上又は5.3以下の場合は、それぞれ、6.6又は5.3とし、区分名「Ⅳ」であつてその基準エネルギー消費効率が6.2以上又は4.9以下の場合は、それぞれ、6.2又は4.9とする。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らないようにすること。

第4表

[新設]

ユニットの形態	区 分			基準エネルギー消費
	冷房能力	仕様	区分名	効率又はその算定式
直吹き形で壁掛け形のもの	2.8キロワット以下	寒冷地仕様以外のもの	Ⅰ	$E = 6.6$
		寒冷地仕様のもの	Ⅱ	$E = 6.2$
	2.8キロワット超28.0キロワット以下	寒冷地仕様以外のもの	Ⅲ	$E = 6.84 - 0.210 \times (A - 2.8)$
		寒冷地仕様のもの	Ⅳ	$E = 6.44 - 0.210 \times (A - 2.8)$
直吹き形で壁掛け形以外のもの	3.2キロワット以下	＝	Ⅴ	$E = 5.4$

<u>(マルチタイプ のものうち室 内機の運転を個 別制御するもの を除く。)</u>	<u>3.2キロワ ット超4.0 キロワッ ト以下</u>	<u>二</u>	<u>VI</u>	<u>E=5.0</u>
	<u>4.0キロワ ット超28. 0キロワッ ト以下</u>	<u>二</u>	<u>VII</u>	<u>E=4.5</u>
<u>マルチタイプ のものであって室 内機の運転を個 別制御するもの</u>	<u>4.0キロワ ット以下</u>	<u>二</u>	<u>VIII</u>	<u>E=5.6</u>
	<u>4.0キロワ ット超7.1 キロワッ ト以下</u>	<u>二</u>	<u>IX</u>	<u>E=5.6</u>
	<u>7.1キロワ ット超28. 0キロワッ ト以下</u>	<u>二</u>	<u>X</u>	<u>E=5.5</u>

備考1 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。

2 「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）」別表第10に規定する地域の区分のうち、1、2、3又は4の地域をいう。

3 「寒冷地仕様のもの」とは、寒冷地での使用を想定したものであって、次の①から③までの仕様を全て満たすものをいう。

① 積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。

② 日本産業規格B 8615-1(2013)暖房極低温（-7度）で定格暖房標準能力以上を発揮するもの。

③ 日本産業規格C9612(2013)解説表に記載されている地域の寒冷地最低外気温度（-15度以下）で日本産業規格B8615-1(2013)6.3.5の運転性能要求事項を満たすもの。

4 E及びAは次の数値を表すものとする。

E:基準エネルギー消費効率(単位 通年エネルギー消費効率)

A:冷房能力(単位 キロワット)

1-2 判断の基準の特例

1-1(4)において、基準エネルギー消費効率を下回る区分(以下「未達成区分」という。)を有する場合であつて、各区分の3(3)に定める通年エネルギー消費効率を各区分の出荷台数により加重して調和平均した数値が、各区分の基準エネルギー消費効率を各区分の出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らない場合は、当該未達成区分については、第4表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。ただし、令和9年度(令和9年4月1日に始まり令和10年3月31日に終わる年度をいう。)又は令和10年度(令和10年4月1日に始まり令和11年3月31日に終わる年度をいう。)においては、第4表の左欄に掲げる区分名「I」から区分名「IV」までにおいて3(3)に定める通年エネルギー消費効率を各区分の出荷台数により加重して調和平均した数値が、各区分の基準エネルギー消費効率を各区分の出荷台数により加重して調和平均した数値を下回らない場合は、当該未達成区分については、第4表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる

2 表示事項等 [略]

3 エネルギー消費効率の測定方法
[削る]

[新設]

2 表示事項等 [略]

3 エネルギー消費効率の測定方法

(1) 1(1)の冷房エネルギー消費効率及び冷暖房平均エネルギー消費効率は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

① 冷房エネルギー消費効率は、日本産業規格B8615-1又はB8615-2に規定する冷房能力の試験方法(温度条件はT1とする。)

により測定した冷房能力をワットで表した数値を、当該試験方法により測定した冷房消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方のもの）とする。

② 冷暖房平均エネルギー消費効率、冷房エネルギー消費効率と暖房エネルギー消費効率（日本産業規格B8615-1又はB8615-2に規定する暖房能力の試験方法（温度条件は標準とする。）により測定した暖房能力をワットで表した数値を、当該試験方法により測定した暖房消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値）との和を2で除して得られる数値（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方のもの）とする。

③ ①において、ダクト接続形のものについては、定格機外静圧を与えて測定した数値を用いる。

④ ①及び②において、マルチタイプであつて室内機の運転を個別制御するものうち、1の室外機に接続する室内機の組合せが2以上あるものについては、次の組合せによって上記①及び②に定める冷房エネルギー消費効率及び冷暖房平均エネルギー消費効率を測定するものとする。

ア 室内機の形態は、使用上最適なものとし、壁掛け形又は四方向カセット形を原則とする。

イ 室内機の台数は、室外機に室内機ごとの接続口がある場合はその口数、個別の接続口がない場合には2台を原則とする。

ウ 室内機の能力は、その冷房能力の合計と室外機の冷房能力の比が1（1となる組合せがないものは1の間近）となるものを選定する。

(1) 1 (1) 及び(2)の通年エネルギー消費効率は、日本産業規格C9612(2005)附属書3に規定する方法により算出した数値とする。ただし、マルチタイプであつて室内機の運転を個別制御するものうち、

(2) 1 (2) 及び(3)の通年エネルギー消費効率は、日本産業規格C9612(2005)附属書3に規定する方法により算出した数値とする。ただし、マルチタイプであつて室内機の運転を個別制御するものうち、

1の室外機に接続する室内機の組合せが2以上あるものについては、次の組合せによって通年エネルギー消費効率を測定するものとする。

ア～ウ [略]

(2) 1(3)の通年エネルギー消費効率は、日本産業規格B8616(2006)に規定する方法により算出した数値とする。ただし、28.0キロワット超のものについては、室外機に接続する室内機の台数を、室外機の能力に応じた台数によって測定する。

(3) 1(4)の通年エネルギー消費効率は、日本産業規格C9612(2013)附属書B又は附属書Eに規定する方法により算出した数値(室内機1台の冷房能力が10キロワット超のものについては、日本産業規格C9612(2013)附属書Bの規定に準拠して算出した数値)とする。

1の室外機に接続する室内機の組合せが2以上あるものについては、次の組合せによって通年エネルギー消費効率測定するものとする。

ア～ウ [略]

(3) 1(4)の通年エネルギー消費効率は、日本産業規格B8616(2006)に規定する方法により算出した数値とする。ただし、28.0キロワット超のものについては室外機に接続する室内機の台数を、室外機の能力に応じた台数によって測定する。

[新設]

備考 表中[]の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和四年六月一日から施行する。